

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則（昭和58年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 学校の教育活動に対する援助及び協力を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 関係機関及び関係団体と連携を行うこと。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 業務企画・地域連携課</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その他他課の所管に属しない事項に関すること。</p> <p><u>2 業務企画・地域連携課は、次の事務を処理する。</u></p> <p><u>(1) 資料の利用に関すること。</u></p> <p><u>(2) 参考調査に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市町の図書館活動に対する援助及び協力に関すること。</u></p> <p><u>(4) 資料の相互貸借に関すること。</u></p> <p><u>(5) 巡回文庫の運営に関すること。</u></p> <p><u>(6) 講演会、講習会、展示会等（資料課の所管に属するものを除く。）</u> <u>の実施に関すること。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 図書館は、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 図書館に、次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 総務課は、次の事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その他資料課の所管に属しない事項に関すること。</p>

(7) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。

(8) 運営の状況に関する評価等に関すること。

3 略

(1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。

(2)・(3) 略

(4) 児童資料（おおむね12歳以下の者が主たる利用者として想定される
図書及びその他の図書館資料をいう。）に関する講演会、講習会、展示
会等の実施に関すること。

(5) 学校の教育活動に対する援助及び協力に関すること。

2 資料課は、次の事務を処理する。

(1) 資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。

(2)・(3) 略

(4) 参考調査に関すること。

(5) 市町の図書館活動に対する援助及び協力に関すること。

(6) 資料の相互貸借に関すること。

(7) 巡回文庫の運営に関すること。

(8) 講演会、講習会、展示会等の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。